

【委託型】釧路市地域おこし協力隊 阿寒湖アドベンチャートラベル推進員募集要領

釧路市は北海道の東に位置し、「釧路湿原国立公園」「阿寒摩周国立公園」の2つの国立公園やラムサール登録湿地を有し、国の特別天然記念物「タンチョウ」「阿寒湖のマリモ」に代表される世界一級の自然資源に恵まれ、さらにユネスコ世界無形文化遺産「アイヌ古式舞踊」など“世界に誇る宝”にあふれるマチです。

活動拠点となる阿寒湖温泉地区では、これまで国の登録DMOであるNPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構が中核となって誘客や受入環境整備などの観光まちづくりに取り組み、外国人をはじめ数多くの旅行者が来訪しております。

当市では観光を地域のリーディング産業と位置付ける中で、欧米圏が主体のアドベンチャートラベル（アクティビティ、自然、異文化体験の3要素のうち、2つ以上で構成される旅行。以下「AT」という。）に対しては、全国に先駆け2016年から国際商談会（ATWS）に参加しております。

2023年9月には「ATWS 2023 北海道」がアジアで初めて開催され、ATディスティネーションとしての注目度が高まる中、ATツアーの販売や催行などAT推進体制の整備が急務となっております。

そのため、釧路市では地域においてATを推進し、かつ阿寒湖温泉地区の魅力を国内外へ伝えていただける方を、釧路市地域おこし協力隊 阿寒湖アドベンチャートラベル推進員として募集いたします。

意欲のある方の応募を心よりお待ちしております。

（参考）

・アドベンチャーツーリズムとは <https://at.japan.org/adventure-tourism>

【募集概要】

募集人数	2名
------	----

募集対象	① 日本語とこれ以外の言語（主に英語）の日常会話以上の能力を有する方で、相応の言語の読み書き能力を有する方。 ② 心身ともに健康で、地方都市の活性化に意欲があり、地域の特性や風習を尊重して地域住民と積極的にコミュニケーションを図れる方。 ③ 任期終了後に、当地域で地元スルーガイドとして活動する意欲のある方。 ※スルーガイドとは、A T旅行者に同行し、アクティビティガイドとの橋渡しなど旅のお手伝いを担うガイドで、業務に必要な英語スキルと北海道に関する多様な知識を有したコーディネーターです。 ④ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方。 ⑤ 土日祝日や、早朝・夜間など不規則な勤務に対応できる方。 ⑥ 令和 7 年 4 月 1 日時点で年齢 18 歳以上の方（性別不問）。 ⑦ インターネット、ワード、エクセルなどの一般的なパソコン操作ができる方。 ⑧ 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方。 ⑨ 現在、3 大都市圏をはじめとする都市地域等（過疎地域を除く）に在住の方で、釧路市へ住民票を異動し、活動終了後も定住する意思のある方。ただし、地域おこし協力隊であった方（同一地域における活動 2 年以上、かつ退任後 1 年以内）で、3 大都市圏外のすべての市町村及び 3 大都市圏内の条件不利地域に生活の拠点を移し、住民票を異動させた方は含めることとする。 ※現住所が該当するか不明な場合など、地域要件の詳細についてはお問い合わせください。 ※旅行に関する有資格者、若しくは活動実績のある方及び言語に関する資格を有する者は採用に配慮します。
------	--

活動概要	釧路市阿寒湖温泉地区のＡＴの推進をはじめとする、市とＮＰＯ法人阿寒観光協会まちづくり推進機構が連携し行う下記業務を担っていただきます。 ① ＡＴに関する業務 ※当方が用意する育成カリキュラムに沿って、以下の業務を行っていただきます。 ・ ツアーへの添乗、ツアーの行程管理や救急救命、現地ガイドとの調整等。 ・ ツアーに関する顧客対応 ・ ツアーコーディネーターが実施するＡＴツアー造成販売業務等の補佐。 ・ バイヤーやメディア等とのネットワーク構築や商談、調整等、各種プロモーションへの参加や通訳支援等。 ・ バイヤーやメディア等からのメールへの対応等。 ・ ＡＴ関連イベントに関する業務 ② 外国語及び日本語を活用した観光情報発信業務 ・ 専用ホームページやソーシャルネットワークサービス等を活用した情報発信、更新等業務や、多言語パンフレット等、プロモーションツールの更新や翻訳、作成等。 ③ 地域及び広域観光エリアにおける観光地域づくり推進に資する業務 ・ 外国語及び日本語によるサインや看板、メニュー等の翻訳、作成支援等。 ・ 地域及び広域観光エリアにおける観光地域づくり活動等への参加、協力等。 ④ その他市長が必要と認める業務
活動場所	北海道釧路市阿寒湖温泉地区及び周辺エリア ※活動拠点は阿寒湖まりむ館
雇用関係の有無	無し
委嘱形態	①釧路市と業務委託契約を締結し、この契約に基づいて業務を実施していただきます。よって、市とは雇用関係にないため、健康保険及び年金等はご自身で加入し、保険料等を負担いただくことになります。 ②１日の勤務時間は９時００分～１８時００分の間のうち、８時間４５分（１時間の休憩を含む）とします。 ※ただし、業務の内容により変動する場合があります。 ③原則として週５日間勤務で、年間の総勤務時間は１,８９８時間４５分（２４５日間相当）とします。 ④地域おこし協力隊には月に１回、活動内容・時間・経費等を含めた活動報告をしていただきます。 ⑤地域おこし協力隊の活動に差し支えない範囲で、兼業を行うことができます。（要届出）

委嘱期間	① 地域おこし協力隊は市長が委嘱し、委嘱期間は委嘱の日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。 ② 次年度以降の委嘱については、活動状況や実績を勘案して委嘱期間を更新することができます。（最初の委嘱の日から最長 3 年間）。 ③ 地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
委託料	(1) 人件費 月額 375,000 円（年額上限： 4,500,000 円）を上限とし支払います。ただし、毎月の活動内容を審査します。 (2) 活動に要する経費 本業務に必要となる以下の経費については年額 1,000,000 円を上限に支払います。ただし、毎月の活動内容を審査いたします。 - 健康保険・年金等の保険料（年額上限 400,000 円） - 住居借上料（月額上限： 48,000 円） - 車両維持費（業務で使用する車両の維持費：月額上限 47,000 円） ※対人及び対物保証が無制限の任意保険へ加入すること - 通信費（パソコン・インターネット関係経費：月額上限： 15,000 円） - 消耗品・印刷費（消耗品関係経費：年額上限：活動経費の範囲内） - 傷害・賠償保険（年額上限： 40,000 円） - その他 活動旅費、研修・資格取得等に要する経費等、地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日付け総行応第 38 号総務事務官通知）に基づいて市が適正と認めたもの ※活動に要する経費 1～7 の各上限額について、この金額に準じることが難しい場合は釧路市と協議することとする。 ※上記金額は全て税込み金額とする。
申込受付期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 4 月 30 日まで
応募方法	① 釧路市「地域おこし協力隊」応募用紙を下記の釧路市ホームページよりダウンロードしてください。 http://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/kankou/1006227/1009908/1016270.html ② 応募用紙に必要事項を記入し写真を貼付してください。 （メールアドレス欄には、携帯電話以外のメールアドレスも記入してください） ③ 応募用紙に必要書類を添付して下記まで郵送してください。 〒085-0467 釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6 番 20 号 阿寒湖まりむ館内 釧路市役所阿寒観光振興課宛 ※提出された書類は返却しません。

選考方法	① 第一次選考 ・ 所定の応募用紙による書類選考を行います（選考結果は文書にて通知）。 ・ 第一次合格者には、第二次選考の日時等を通知します。 ② 第二次選考 ・ 第一次合格者を対象に、釧路市内で面接を実施します。（令和 7 年 5 月予定）。 ・ 第二次選考のために必要な交通費等は個人負担となります。 ※選考後、業務委託契約のうえ地域おこし協力隊の活動を開始していただきます。
その他	① 募集に関する質問は、郵送、ファックス又はメールで受け付けます。質問の様式は問いません。電話での質問は受け付けませんのでご注意ください。 ② 質問の回答は、質問者に郵送、ファックス又はメールで返信しますので、住所、ファックス番号又はメールアドレスをご記載ください。
問合先	〒085-0467 北海道釧路市阿寒町阿寒湖温泉 2 丁目 6 番 20 号 阿寒湖まりむ館内 釧路市役所阿寒観光振興課（担当：宮下、長崎） T E L : 0154-67-2505 F A X : 0154-67-2839 E-mail : ak-akankankou@city.kushiro.lg.jp